

【 検 査 】

５６９ ＢＡＰ（骨粗鬆症）の算定について

《令和７年６月３０日》

○ 取扱い

骨粗鬆症に対するD008「26」骨型アルカリホスファターゼ（ＢＡＰ）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

ＢＡＰは、アルカリホスファターゼ・アイソザイムのうち、骨芽細胞の細胞膜に存在する骨形成活性を反映する酵素であり、骨粗鬆症においては、病態解明や治療薬の選択、治療効果の判定等に有用な骨代謝マーカーの一つである。

以上のことから、骨粗鬆症に対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。